

令和7年度ボートレース徳山「G I 徳山クラウン争奪戦開設 72 周年記念競走」開催運営業務委託に係るプロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

周南市モーターボート競走事業管理者 亀割 昭二

1. プロポーザルの名称概要

- (1) 名称 令和7年度ボートレース徳山「G I 徳山クラウン争奪戦開設 72 周年記念競走」開催運営業務委託に係るプロポーザル
- (2) 方式 公募型プロポーザル方式
- (3) 主催及び事務局
主 催 山口県周南市
事務局 ボートレース事業局ボートレース事業課

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度ボートレース徳山「G I 徳山クラウン争奪戦開設 72 周年記念競走」開催運営業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和7年12月31日まで
- (3) 委託者 周南市モーターボート競走事業管理者 亀割 昭二
- (4) 業務内容
 - ①式典業務
 - ②広報物の作成及び発送、場内装飾
 - ③イベント・ファンサービス
 - ④媒体訪問
 - ⑤ネット投票キャンペーン

3. 参加要件

次の①～⑤の要件を全て満たしていることとします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- ②参加表明書提出時点において、会社法（平成17年法律第86条）第475条又は第644号の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始又は再生手続き開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け更生計画又は更生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- ③参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ④参加表明書の提出の日において、令和6・7年度 周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）の大分類「6 企画・製作」の小分類「5 イベント等の企画」または、「6 イベント等の

運営」に登録されていること。

- ⑤周南市入札契約からの暴力団等排除条項（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

4. 評価等の方法等

(1) 評価の流れ

①プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書についてプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは令和7年8月21日（木）を予定しており、日程及び実施内容については、別途通知するものとする。

②評価の結果の通知

評価において、最も優れた企画提案書として選定された企画提案書の提出者に対し、「特定通知書」によりその旨を通知するものとする。

最も優れた企画提案書として選定されなかった企画提案書の提出者に対しては、「非特定通知書」により、特定しなかった理由を付してその旨を通知する。

5. 手続等

(1) 主催事務局

周南市ボートレース事業局 ボートレース事業課

E-mail : boatrace-jigyo@city.shunan.lg.jp

〒745-0802 山口県周南市大字栗屋1033番地

周南市徳山モーターボート競走場

TEL : 0834-25-0540

FAX : 0834-26-1265

(2) プロポーザル実施説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年7月8日（火）から令和7年7月23日（水）まで

②場所 主催事務局において行う。

③方法 ホームページからのダウンロードによる。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年7月23日（水）16時まで

②場所 主催事務局とする。

③書類 参加表明書（様式3）による。

④方法 持参又は送付とする。（いずれの方法でも提出期限必着のこと。）持参による場合の受付時間は、休日を除く9時から16時までとする。

(4) 本件に関する質問票の受付期間及び方法

①期間 令和7年7月8日（火）9時から令和7年7月16日（水）16時まで

②方法 質問票（様式1）にて、電子メールとする。

※複数の質問がある場合は、それぞれ質問書を作成すること。

※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

③回答 参加表明受付期間中、質問者名を伏して、周南市ホームページ内に回答を掲載する。

(5) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和7年8月18日(月)16時まで
- ②場所 主催事務局とする。
- ③書類 実施要領による。
- ④方法 持参又は郵送とする。(いずれの方法でも提出期限必着のこと。)

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語 日本語
- (2) 無効となる参加表明書、あるいは参加表明書及び企画提案書が以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とします。
 - ①提出方法、提出先、提出期限等が本説明書その他の定めに適合しないもの。
 - ②作成様式及び記載上の留意事項に記された内容に適合しないもの。
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他 詳細は、実施要領による。